

新型コロナウイルス感染症の定期予防接種に係る懸念についての意見書

私たちは、令和6年10月から接種が開始されている新型コロナウイルス感染症の予防接種の定期接種（選択可）に関して深刻な懸念を抱いています。

新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種となり、使用されるワクチンは、組換えタンパクワクチン、mRNAワクチン、Sa-mRNAワクチン（自己増殖型mRNAワクチン・レプリコンワクチン）の中から、医療機関が選択することになっています。

この中で、組み換えタンパクワクチンは従来の技術を用いており、人への健康被害は比較的少ないことが確認されていますが、mRNAワクチンに関してはワクチン接種開始してから副反応疑い報告数や予防接種救済制度の認定数が多い状況にあります。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月より5類に移行され、現在の感染者数はかなり減少し、落ち着いています。しかし過去45年間でのすべてのワクチン被害者数の中でも、この新型コロナウイルスに関するワクチンの死亡認定などの被害者数は非常に多い状況にあります。

この被害を出しているのは、ワクチンの中のmRNAワクチンの更なる新技術を使用した自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）については、現時点での安全性に対する知見が限られている状況であり、予防接種の選択肢の一つに入れることに懸念を感じています。

以上のことから、私たちは以下の点を求めます。

記

- ・新型コロナウイルス感染症に使用されるワクチンの知見を広く国民に公表するとともに安全性についても広く公報すること。
- ・国民へ新型コロナウイルス感染症に使用されるワクチンによる健康被害状況を周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

宮崎県綾町議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣